

単品スライド条項運用マニュアルの補足
【コンクリート類についての運用】

平成26年2月14日

横 浜 市

平成20年10月10日改正の単品スライド条項取扱要綱により、著しい価格の上昇が見られる資材については、請負者からの請求に基づき、発注者が請負代金への影響があると判断した場合、単品スライド条項の適用対象品目とすることができるとしたところである。

この場合、変動額の算定については鋼材類の取扱いに準ずる事としているが、コンクリート類が対象工事材料となる場合の運用については、次の通りとする。

なお、以下に記載していない事項については、鋼材類に準じ実施する。

1. 著しい価格変動の要因

・対象工事材料の著しい価格変動の要因について整理する。

・単品スライドは、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に適用することとされている（工事請負契約款第26条第5項）。

コンクリート類に適用する場合においては大規模な災害の発生等に伴う資材需要の急増や協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第7条の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の適用について、同法第22条第1号の要件を備える組合とみなされたものに限る）の販売価格の大幅な変動が該当すると考えられるが、発注者と受注者が共通の認識をもって、その影響の重要性を客観的に認められるよう、「特別な要因」について整理することとする。

このため、受注者からも情報提供を求め、対象にしようとする品目の当該地域における需給動向や協同組合販売価格の推移等、必要な情報を把握しておく。

2. 対象工事材料の考え方

・コンクリート類の対象工事材料として、以下のものが想定される。

- 1) レディーミクストコンクリート（生コン）
- 2) セメント
- 3) モルタル
- 4) コンクリート混和材
- 5) コンクリート用骨材
- 6) コンクリート二次製品

3. 対象数量

- ・対象数量は、設計図書の数量、設計数量、証明数量から以下により選定することとする。

1) 証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に数量の記載がある場合）

証明数量 < 設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

- 注) 設計図書の数量：設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量
設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）
証明数量：受注者から証明された数量

2) 証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に数量の記載がない場合）

証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 対象数量は設計数量

- 注) 設計数量：積算上の数量
証明数量：受注者から証明された数量

- ・設計数量（設計図書の数量にロスを加えた数量または積算上の数量）の算出例については、次の通り。

（レディーミクストコンクリートの数量）

$$\text{設計量} \times (1 + \text{ロス率}^{\ast})$$

※ロス率については土木工事標準積算基準書によることとする。

- ・なお、発注者の設計数量は、土木工事積算システムを使用している場合は、機労材集計表において材料毎に集計された数量とする。
- ・また、積算上で雑工種率等により計上されているコンクリート類についても、上記の計算により算出した数量を対象数量とすることができる。

4. 請求時期

- ・請求時点で、スライド額が確定できない場合は、概算額でよいこととする。
また、単品スライド条項の協議開始時には原則として、証明資料を添付することとするが、施工時期の関係上、証明資料（領収書等）の提出が困難な場合は、証明資料が揃次第、提出するものとし、スライド額を確定させることとする。

5. 受注者への確認事項

- ・納品書・請求書・領収書等による購入量、購入価格及び搬入時期の証明が困難な場合は、社内書類等で確認する。
- ・自社内での取引であったため、納品書、請求書、領収書等が存在しない場合は、それに代わる社内書類等で購入価格の証明をもとめる。

- ・工場渡しにて、購入した場合で、運搬費の証明が困難な場合には、計算式より運搬費を算出する。

- ・受注者からの証明は取引が工場渡しである場合は運搬費に要した金額を併せて証明（燃料油と同様）することとするが、運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に計算式により算出することとする。ただし、物価資料（現着単価）と比較して安価の単価をスライド額算定に用いるものとする。

（参考）

- ・情報公開により、単品スライドの証明資料について開示請求があった場合には、社内書類等も開示する方針である。

6. 単価（変動後の実勢価格の算定）

- ・実勢価格は、原則として対象材料を購入した月の翌月の物価資料の価格とする。
- ・燃料油と同様、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。
- ・納入の概ね1ヶ月前以上に購入契約が完了しており、その結果が現場に搬入された月と同月の物価資料等に実勢価格として掲載されていることが明らか な場合は、対象材料を搬入した月と同月の物価資料の価格を実勢価格とする。

7. その他

- ・現在、スライド額協議中であり、本運用により難しい場合はこの限りでない。

以 上